

国際交流委員会ニュース

No.48 編集責任：国際交流委員会

- ・台湾の法曹団体TWBAの日弁連訪問
- ・バングラデシュ長期派遣専門家からの報告

台湾の法曹団体TWBAの日弁連訪問

新生TWBAとしての初来日

2024年5月17日、台湾の弁護士連合組織であるTaiwan Bar Association(TWBA)の訪問団が来日し、日弁連と交流イベントを行いました。

台湾では、従来、地方の弁護士会が会員となる組織があり、日弁連とは2017年に共同セミナーを行った実績がありますが、2021年1月に弁護士法改正に伴う大きな組織変更があり、弁護士個人が会員となるTWBAが誕生しました。TWBAの定款作成にあたっては、日弁連もオンラインでTWBAの理事者と日本での経験の共有や意見交換を行う等、側面的なサポートを行いました。

2023年6月には、日弁連から当委員会の訪問団が訪台し、表敬訪問や意見交換を行いましたが、今回は、初めて新生TWBAの訪問を日本側でお迎えしました。

意見交換会

5月17日の午前中は両会の意見交換会が開催され、渕上玲子日弁連会長と尤美女TWBA理事長とが相互に挨拶し、懇談を行いました。両会とも、女性が会長であるタイミングで交流を実施することができました。

意見交換会では、男女共同参画とAIをテーマに、両会からの報告と意見交換を行いました。

前半は、男女共同参画について、TWBAは許美麗弁護士から、日弁連は男女共同参画推進本部の小川恭子副本部長から、両者の男女共同参画の現状について報告がなされました。台湾の法曹界では、法曹三者の女性比率がそれぞれ裁判官52.2%、検察官43.1%、弁護士46%であること、特に若い世代の女性比率が高いこと等が報告されました。日本側は、台湾の比率には及ばないものの、日弁連



TWBAの尤理事長（左）と渕上会長（右）

として男女共同参画基本計画や、各種研修・イベントの実施等を通じて、男女共同参画への取組を進めていることを報告しました。



意見交換会参加者の皆様

続いて後半では、AIと法をテーマとした意見交換を行いました。日弁連は松尾剛行会員から、TWBAは汪家倩弁護士から、AIが法曹分野に及ぼす影響や、法曹として今後AIとどう付き合うべきか等について、報告がなされました。

いずれのテーマについても、両会から活発な議論・質問が展開されました。

その他のイベント

今回のTWBAの訪日では、当委員会有志の委員の協力により国会見学、最高裁訪問も行われました。国会見学においては、正にその日、参議院本会議において共同親権に関する重要な民法改正が可決、成立しました。残念ながら見学時には既に議事は終了していましたが、法律家にとって意義深い日の見学となりました。また、最高裁訪問では、通常の見学コースである大法廷の見学のみならず、弁護士任官された宮川美津子裁判官との懇談も行うことができました。

今後の交流の意義について

台湾は、近年発展が目覚ましいだけでなく、男女平等や言論・報道の自由などの点において、日本よりも先進的な状況にあるといつても過言ではありません。他方で、日本も、今日に至るまでの豊富な経験を有しており、双方の法曹団体の交流は、相互に学びの得られるものであると思います。

今後も、TWBAとの交流は、定期的に、より深く進めていきたいと考えています。

(国際交流委員会副委員長 仲井 晃)

バングラデシュ長期派遣専門家からの報告

1. はじめに

バングラデシュでは、2024年4月22日よりJICA技術協力プロジェクトとして、「司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト」（以下「本プロジェクト」と言います）が開始されました。私は法整備支援の専門家として同日より現地首都ダッカに派遣されています。それまで弁護士として10年ほど民事や刑事などの一般事件、冤罪、環境問題などの集団訴訟を経験した後、海外の大学院にて国際人権法を学び、その後JICAの特別嘱託としてバングラデシュやカンボジア、ラオスといったアジア諸国の法整備案件を担当し、本プロジェクトの専門家としての赴任に至りました。

2. 本プロジェクトの背景

南アジアのインドとミャンマーに国境を接するバングラデシュは、日本の4分の1ほどの国土に人口約1億7000万人が住む人口過密国家です。7300万人の労働人口のうち約4割を29歳以下の若者が占めており、その豊富な労働力から経済成長が著しく、2026年には後発開発途上国からの卒業が予定されています。日本企業も、2023年時点で約330社が進出しています。法整備支援は、司法制度の改善を通じて、取引環境をより安定的で予見可能なものとするべく貢献しています。一方、急速な経済成長下での格差の広がりも大きく、農村部の貧困割合は都市部に比べ依然高い状態が続いています。こうした貧困層や女性など社会的弱者は個々の紛争による生活への影響が大きく、また資力やアクセスの面で弱い立場に置かれており、平等で公正な紛争解決機能の充実が不可欠です。日本はバングラデシュに対する世界最大の二国間援助国ですが、法整備支援は、それらの援助の一部として、日本国憲法の国際協調主義を体现し、司法を含む包括的な制度の発展による貧困削減、ひいてはその地域の安定や平和構築に寄与するものと考えられます。

3. 司法分野の課題とプロジェクト活動

バングラデシュでは、現在、民事刑事合わせて400万件近い滞留事件が裁判所に係属し、年々増加の傾向を辿っています。JICAは、2017年以降、コロナ禍を除いて毎年バングラデシュの裁判官や弁護士を日本に招聘し、裁判所や日

弁連への訪問などを通じ民事訴訟実務や調停に関する研修を実施してきました。これら研修や本プロジェクトの事前調査を通じ、もともとの裁判官不足の他、訴訟手続上の非効率な運営、訴訟外の紛争解決の受け皿として期待される司法調停制度を担う調停人の不足、市民への広報不足や法曹関係者の利用に対する消極性等が課題であることが分かりました。

以上に対し、本プロジェクトでは、バングラデシュにおける司法アクセスの向上を念頭に、調停・訴訟手続の制度改善と人材育成に基づいた持続的な体制構築をプロジェクトの目標に据え、2つのパイロット地域を設定し、それぞれのパイロット地域において、(1) 調停促進に向けて研修を通じた調停人の増員や能力強化及びより多くの市民が短期間で効率的に利用できるようにするための調停制度の運用改善、(2) 民事訴訟実務の改善策の検討と提案の二点を主な活動としています。本プロジェクトの期間は2024年4月から3年間、カウンターパートナーとなる機関はバングラデシュ司法省で、他に最高裁や国立司法行政研修所、国家法律扶助機構が協力機関となっています。

このようなプロジェクト枠組みの中で現地に派遣された専門家の主な役割は、基礎調査を実施した上で、調停など各種研修を企画する他、各パイロット地域でWGを組織し、調停や訴訟実務に関わる制度改善を議論、その実証のための改善策を試行し、最終的な成果を踏まえた提案を司法省に行うことです。

4. おわりに

バングラデシュに赴任後、もっとも驚いたのが人の多さと交通渋滞です。信号がほとんどなく交通整理が十分でないこともあります。また、人口の9割がイスラム教で、金・土曜が休日、日曜から平日が始まるため曜日感覚が異なります。食事では、日本と同様に米が主食の食文化で消費量は世界1、2位を争うほどですが基本的に辛いため慣れるのに苦労しました。

本プロジェクト開始後、調査を経て既にWGも結成され、11月上旬には法曹40名以上を招いた調停研修を実施しました。12月には日本での研修も実施予定です。代替的な紛争解決機関を通じた司法アクセスの充実は日本と共通の課題であり、ぜひ今後の活動にご注目いただければと思います。

(国際交流委員会幹事 藤岡 拓郎)